

の に こどもたち の笑顔のため

主任児童委員活動 ハンドブック

《改訂版》

令和7年9月

福島県民生児童委員協議会
主任児童委員活動研究委員会



本ハンドブックは皆さまからお寄せいただいた
赤い羽根共同募金が活用されています。

はじめに

主任児童委員は、区域を担当する児童委員と連携・協力し、学校や子ども家庭センター、行政、社会福祉協議会等と連携を図りながら、こどもが安心して豊かに暮らせる地域づくりをめざし、子育て支援活動や児童健全育成活動などを行っています。

このような主任児童委員の活動に対する期待が高まる一方、「主任児童委員の活動が分かりにくい」「初めて主任児童委員になったがどんな活動を行えばいいのかわからない」等の声が聞こえてきたことから、令和元年に初めて「主任児童委員活動ハンドブック」を作成したところ、県内ばかりではなく全国の主任児童委員の皆様からも高い評価をいただきました。

しかし、時間の経過とともにいじめや不登校など従来からある課題に加え、ヤングケアラーやネグレクトなどこども・家庭に関わる深刻化した課題が顕在化してきました。

そこで、新たな課題や活動上の悩みに対応できるよう、令和7年の一斉改選に合わせハンドブックを改訂することにしました。

主任児童委員活動研究員会に編集委員会を組織し、委員が自ら何度も原稿を確認し全員で検討を重ね、「もっとこうしたらよいのでは?」「新任の委員はこんな情報が欲しいと思う」と議論が白熱し、時には臨時で編集委員会を開くこともありました。

主任児童委員及び単位民児協におかれましては、本ハンドブックを十分活用し、未来を担うこどもたちが笑顔で健やかに育つことができる地域づくりにお役立てくださいますようお願いたします。

令和7年9月

福島県民生児童委員協議会
主任児童委員活動研究委員会

もくじ

1. 主任児童委員とは	4
2. 主任児童委員を知つてもらうために	6
3. 主任児童委員として気をつけたいこと	8
4. 支援が必要な世帯とのかかわり方	10
5. 子育て支援	12
6. 不登校・いじめ	14
7. 児童虐待防止のために	16
8. ヤングケアラーとは	18
9. 活動の中で困ったとき	20
10. 職務の引継ぎ	22
11. 協働すべき関係機関	24
12. 【コラム】	26
「こどもまんなか社会」の実現に向けて主任児童委員で きること	
13. 【参考】	28
こどもの発達障がい	

【活動事例】

14. 【事例1】今だから言える…こんなことがありました	32
15. 【事例2】地区的民生委員・児童委員、関係機関との連携	34
16. 【事例3】いじめの相談	36
17. 【事例4】ネグレクト	38
18. 【事例5】子育て応援	40
19. 【事例6】対応が困難だった事例	42

【資料】

① 主な相談窓口	43
② 児童憲章	48
③ こどもの貧困対策の推進に関する法律	49
④ 福島県民生児童委員協議会 主任児童委員活動研究委員会設置要綱	50
⑤ 活動の写真	51
⑥ 福島県内こどもの遊び場	52
⑦ 市町村民生委員・児童委員事務局一覧	54
⑧ 主任児童委員活動研究委員会委員名簿	56



1主任児童委員とは

主任児童委員は、

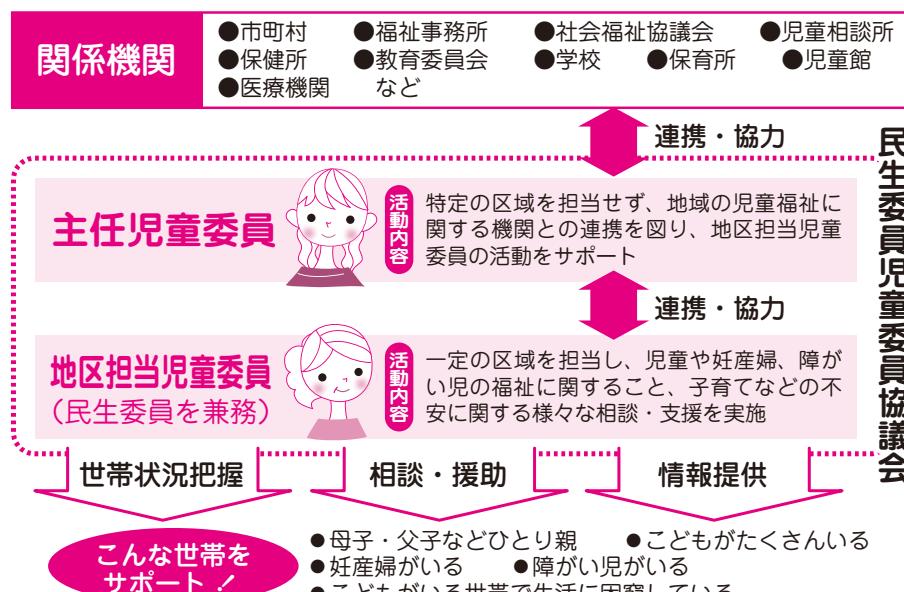
平成6（1994）年1月、子育てを社会全体で支える「健やかにこどもを生み育てる環境づくり」を進めるために、児童委員活動の一層の推進を図るべく制度化されました。当初は法律では規定されず、厚生省（当時）の定める設置要綱によって創設されました。

児童委員の中から厚生労働大臣が指名

平成13（2001）年、全国民生委員児童委員連合会の要望もあり、その位置づけを明確にするために、児童福祉法第12条第3項（現在は第16条第3項）で「厚生労働大臣は児童委員のうちから主任児童委員を指名する」と規定されました。

こどもや子育てに関する支援を担当する児童委員

こどもや子育てに関する支援を専門に担当する児童委員（児童福祉を専門的に担当することから「主任児童委員」と呼ばれる）としてそれぞれの市町村にあって、担当区域を持たず、民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動に取組んでいます。



※P43 資料①主な相談窓口の表を必ず自分で記入しましょう



民生委員・児童委員の位置づけ

民生委員は児童委員を兼ねており、児童委員の中から主任児童委員が指名されるため、民生委員・児童委員について説明します。

○民生委員制度は、大正6（1917）年に岡山県で発足した「済世顧問制度」やその翌年に発足した大阪府の「方面委員制度」を源とする歴史のある制度です。

○民生委員は、昭和23（1948）年に公布された民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の特別職の地方公務員です。児童福祉法によりすべての民生委員は児童委員を兼ねており、任期は3年です。なお、給与の支給はありません。（主任児童委員を含む）

○令和4（2022）年6月にこども家庭庁の設置に伴う関係法令（こども家庭庁設置法、こども基本法等）が公布されました。これに伴い、令和5（2023）年度から児童委員及び主任児童委員制度がこども家庭庁に移管されました。

一方で、こども家庭庁の設置後においても、民生委員・児童委員の委嘱、主任児童委員の指名は引き続き厚生労働省が所管することになりました。

○民生委員・児童委員は、それぞれの担当区域において、高齢者や障がいのある方への安否確認、こどもたちへの声かけや見守りを行っています。また、介護の悩み、妊娠や子育ての不安、困窮による生活上の心配ごとなど様々な相談に応じ、必要な支援が受けられるよう、地域の専門機関や学校などへのつなぎ役となっています。



2 主任児童委員を 知ってもらうために

主任児童委員制度は、平成6（1994）年に創設されました。児童福祉の現場では不可欠なものとして定着していますが、主任児童委員の役割や活動内容への認知度の低調さが課題です。

そのため、わかりやすいことばで、広報活動を行いましょう。

広報活動例

各地域の実情に合わせて、所属する民児協、行政や社協の協力を得ましょう。広報活動を行うにあたり、主任児童委員を証明するもの（身分証やネーム等）を携帯し、服装も相手や時と場所に合わせ、笑顔で行いましょう。

① 行政の広報誌等の活用

民生委員・児童委員の氏名と担当地域、主任児童委員の氏名、活動内容等の掲載を依頼します。

② 町内会（自治会）へのあいさつ

民児協会長と共にいます。（名刺等を持参）

③ 地域の各種総会や行事での広報活動

ユニフォーム等（ある場合）を着用してPR、相談コーナーの設置等を行います。

④ 民生委員・児童委員活動強化週間における広報

（民生委員・児童委員の日5月12日～1週間）

住民へPRチラシや啓発グッズを配布するほか、要支援者訪問、学校や保育所・幼稚園などの訪問を行います。

⑤ 主任児童委員の広報紙作成と掲示の依頼

公民館等公共機関、学校関係、医療機関、子育て支援センター、ショッピングセンター、コンビニ等へ広報紙の掲示を依頼します。

⑥ 定例会での活動報告

毎月開催される定例会に出席し、主任児童委員の活動内容を報告することにより、民生委員・児童委員他関係者に主任児童委員の役割を周知することになります。

自己紹介の参考例

私は、○○（市町村）の主任児童委員の△△です。

厚生労働大臣より委嘱された、子育て応援団のような仕事です。子育てに悩んでいる方へ、いろいろな福祉サービスの紹介や関係機関につなぐ役割をしています。

守秘義務がありますので、安心してご相談ください。

◎さらに地域全体での子育てを理解してもらうために

- ・今年度の学校の情報（入学者数等）提供や、こどもたちの見守り（あいさつ等）のお願いをする。

- ・下記のような情報がある場合は、迷わず相談することをお願いする。

（遅くまで公園などで遊んでいる、衣服がいつも汚れている、異常な夜泣き、大声での叱咤や泣き声等）

- ・連絡先がわからない場合

児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」の情報も伝えること。



POINT!

3 主任児童委員として 気をつけたいこと

住民との信頼関係づくり

守秘義務



個人情報の
保護・管理



住民との
信頼関係

傾聴

守秘義務

個人情報の
保護・管理

学び

関係機関
との連携

主任児童委員の活動を地域で円滑に行うためには住民との信頼関係を築くことがとても大切です。そのためには、「個人の人権・人格の尊重」「守秘義務」「個人情報・プライバシー保護」等に気をつける必要があります。

相手に寄り添い、相手の話や気持ちを丁寧に聴き、受け止めましょう。

知り得た情報は外部に漏らしてはいけません。ちょっと家族に…。友達とのランチの時の話題に…。近所の方との立ち話で…などに十分気をつけましょう。

個人情報が記載されている書類の管理には十分留意し書類を活用する時は置き忘れや紛失に十分気をつけましょう。個人情報を第三者へ提供する場合は、生命等に関わる緊急時以外は、原則として本人の承諾を得ましょう。

所属する民児協定例会には必ず出席し、地域の状況を諸先輩方から教えてもらいましょう。また、外部で開催される研修会には積極的に参加し、自己研鑽しましょう。

主任児童委員は、市町村行政・社協や児童相談所等関係機関と地域の親やこどもとのつなぎ役です。日頃から顔の見える関係づくりをしていくことが大切です。



4 支援が必要な世帯とのかかわり方

主任児童委員は、様々な支援を必要としている世帯が抱えている「心配ごとや悩みごと」を気軽に相談できる身近な存在であることを知つてもらうことが大切です。

気になる世帯を把握するには

要保護世帯・準要保護世帯やひとり親世帯（児童扶養手当受給世帯）の情報は、学校や行政又は関係機関に問い合わせます。（個人情報の取り扱いに注意）

地域の保育所や幼稚園、小・中学校との連絡協議会、又は連絡会などが設置されていない地域では、進んで訪問や行事等に参加しましょう。

経済的に困窮状態にある世帯、気になる子どもの情報について共有することも大切です。

気になる世帯とのかかわり方

相手が何をして欲しいのかを考え、偏見や先入観を持たずに相手の立場や気持ちに寄り添うことが大切です。真摯に話を聴き、相手が必要としている情報を伝えましょう。（例・地域のこども食堂のマップ・夜間救急病院・当番医等）

相談を受けた場合

「心配ごとや悩み」に応じて、様々な相談窓口があることを伝えましょう。また、了解を得た上で事前に相談窓口に情報を提供しましょう。

活用できる各種相談窓口（行政や社会福祉協議会など）

相談内容によっては有料・無料等の要件がありますので事前に窓口に問い合わせ、確認しましょう。

※P43資料①主な相談窓口の表を必ず自分で記入しましょう。

子育てや仕事で悩んでいる世帯が利用できる機関・制度等

- こども家庭センター
- 一時保育事業
- 地域子育て支援センター
- 産前・産後ヘルパー派遣事業
- 各種子育て・育児サークル
- 母子家庭等就業自立支援事業 など

経済的に生活が大変な世帯が利用できる機関・制度等

- 就学援助制度
- 生活困窮者自立相談支援事業
- 児童扶養手当
- 生活保護制度
- 生活福祉資金貸付事業
- 高等職業訓練促進給付金 など

〈知っておきたいこと〉

○要保護世帯とは、生活保護（教育扶助）を受給している世帯です。準要保護世帯とは、要保護世帯に準ずる程度に困窮している世帯のことです。

○就学援助制度は、小中学校に通う児童・生徒の教育費や給食費等を支払えない保護者を補助する制度なので、困窮している保護者の方に情報として提供しましょう。

※補助対象例…給食費・学用品・体育実技用具・通学用品・修学旅行費・クラブ活動費・新入学児童生徒学用品等々。現在、給食費全額免除の学校もあります。

○特定妊婦とは、収入不安定、精神疾患、望まない妊娠をした場合など、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことです。特に、未婚・未成年・望まない妊娠をした場合などは、出産前から支援が必要なケースが多く見られます。



5 子育て支援

1 社会全体で支援することが子育て支援です。

☆子育て中の親子をとりまく環境



以上のような様々な環境や理由で、子育てに不安や悩みを抱えることは誰にでもあります。

☆主任児童委員にできること

2 知ってもらう

- ・地域の方々をはじめ、地域の保育園、こども園、幼稚園、小中学校などに、主任児童委員がこどもや子育てに関する支援を担当する民生委員・児童委員であることを知ってもらいましょう。
- ・気になることや悩みがある親子に、助けになる機関があることを知ってもらい孤立させないようにしましょう。

3 相談を受けた時

- ・悩みを聴き、否定しないようにしましょう。
- ・家族で子育ての相談や話しあいをしているか確認してP43(相談窓口)があることを伝えましょう。

- ・負担にならない範囲で手助けをしましょう。
 - ・いつでも相談してほしいと伝えましょう。
 - ・子育てをしている仲間ができるように支援しましょう。
- ※ P10(支援が必要な世帯とのかかわり方) 参照

4 地域の子育てサポート機関

- ・保育園(所)、こども園、幼稚園
- ・子育て支援センター「親子の交流の場の提供や子育て相談などを行う」
- ・こども家庭センター「全ての妊娠婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う」
- ・一時的に預ける⇒「一時預かり(宿泊なし)」「ショートステイ(宿泊あり)」
- ・子育て相互援助⇒「ファミリーサポートセンター(育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人を結ぶ)」「ホームスタート(家庭訪問型子育て支援ボランティア)」
- ・子育てサロン、子育てひろば「子育て世帯が交流などを行う場所」
- ・こども食堂〈地域食堂〉「こどもや地域の方々が食事や体験、学習などを通じて交流する場所」

5 緊急相談窓口

- ・児童相談所全国共通ダイヤル「189」(いちはやく)
- ・DV相談ナビ全国共通ダイヤル「#8008」(はれれば)
- ・こども救急電話相談(P47参照):対応時間19:00~翌朝8:00

この地域で子育てができて良かった

この地域だから、安心して子育てができた

この地域でたくさんのお友だちができた

親も子も、たくさんの方々に見守られて成長できた

こんな言葉が聞かれることを願って、私たち主任児童委員は日々活動していくことが大切です。



6 不登校・いじめ

不登校児童・生徒の数は増加の一途をたどり、いじめの重大事態も数多く発生しています。いじめ防止には社会総がかりで取り組み、不登校児童・生徒への支援は「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、将来を見据え社会的に自立することを目指す必要があります。

また、児童・生徒の豊かな成長のために、より多くの大人が悩みや相談を受け止める等、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制をつくり支援していくことが大切です。

1 いじめとは

① いじめの定義

児童・生徒間で心理的又は物理的な影響を与える行為があり、行為の対象者が心身の苦痛を感じていること

心理的影響を与える行為

冷やかし、悪口、仲間はずれ、無視、ネットでの誹謗中傷等

物理的影響を与える行為

叩かれる、蹴られる、金品をたかられる、物を壊される等

参考：文部科学省「いじめの定義の変遷」

② いじめの重大事態

生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある（自殺等）

相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある（不登校）

2 不登校とは

① 不登校の定義

「不登校児童生徒」とは「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない・あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由による者を除いたもの」

引用：文部科学省「不登校の現状に関する認識」

② 不登校のきっかけ

「身体の不調」「生活の乱れ」「勉強がわからない」「教職員や友人関係をめぐる問題」「親子の関わり方（虐待・ヤングケアラー）」と多岐にわたります。

3 主任児童委員としての関わり方

① 学校との信頼関係を築く

○定期的に学校を訪問して、学校の実情を知ることが大切です。

○児童・生徒の心配な様子に気付いたら学校に連絡しましょう。特に、いじめは早期発見し対応していくことが重要です。いじめに気付いたりいじめの情報が入ったりしたら、躊躇せずに学校に連絡するとともに、学校と相談し主任児童委員ができるることを確認しましょう。

② 児童・生徒との関わり（子どもが安心してSOSを出せる存在に）

○見守り活動でいさつしたり、学校行事や地域学校協働活動等に参加し触れ合ったりしながら、地域の子育て応援隊である主任児童委員を知ってもらいましょう。

○相談があった時は、「つらい、助けて」と言っていいことを伝え、児童・生徒の心に寄り添いありのままに「受け止める」ようにします。（評価したり否定したりしない）図書室などでの定期的な相談会も、悩みを受け止める機会になります。

○学校等からの要請を受け家庭訪問する時も、同様です。

※不登校の子どもに、すぐに登校すべきだという発言は控えます。

○地域の行事などに誘い、地域に見守られているという安心感や居場所があることを実感できる機会をつくりましょう。

③ 親との関わり

○保護者は精神的に苦しい状況にあります。相談を受けた時は、丁寧に保護者の心配ごとを聴き取りねぎらいましょう。

○問題の解決に向けて、情報を提供し、相談機関につなぐことも大切です。

学校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援センター、こども家庭センター、家庭児童相談室、児童相談所、適応教室、フリースクール
非行等のいじめの場合→警察、少年サポートセンター

参考資料

文部科学省：生徒指導提要、いじめの状況及び文部科学省の取組について「教育機会均等法」って何？

COCOLO プラン

いじめ防止推進法



7 児童虐待防止のために

児童虐待とは？

こどもを守るべき保護者（親や養育者）がこどもの身体や心を傷つけることを言います。こどもの虐待は大きく4つに分類されていますが、これらが重複して起こっていることが少なくありません。

○**身体的虐待**：こどもの身体を殴る、蹴る、火傷を負わせるなど外傷が生じるおそれのある暴力を加えること等

○**性的虐待**：こどもにわいせつな行為をする・見せること等

○**ネグレクト**：食事を与えない、着替えも十分にさせない等の、育児や保護を著しく怠ること等

○**心理的虐待**：言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、産まなければ・生まれてこなければよかったですなど著しく心理的外傷を与える言動を行うこと等

○**面前DV**：こどもに直接暴言を発したり、暴力をふるったりしなくても、こどもの前で配偶者に暴言を吐いたり、暴力をふるったりする行為をさし、心理的虐待に含まれます。

虐待に気づく早期発見ポイント

○養育者側の側面

- ・妊娠の届出がなく、母子健康手帳が未発行である。
- ・妊婦健康診査が未受診、又は受診回数が極端に少ない。
- ・乳幼児健康診査や就学児健康診断が未受診である。
- ・養育者がDVの問題を抱えている。
- ・訪問してもこどもに会わせてもらえない。

○こどもの側面

- ・身体、顔や首、頭などに不自然な外傷が認められる。
- ・一定期間の体重増加不良や低栄養状態が認められる。
- ・こどもが保育園に来なくなった。
- ・きょうだいに虐待があった。
- ・身体から悪臭がする、同じ服を毎日着ている。
- ・施設等への入退所を繰り返している。 …など

○生活環境等の側面

- ・近隣住民から、様子が気になる旨の情報提供があった。
- ・保護者自身が生活上何らかの困難を抱えている。
- ・孤立している。
- ・借金等で転居を繰り返す。 …など

地域で見守り児童虐待を防ぐお手伝い !!

「児童虐待」を防ぐには、さりげない手助けや見守りが児童と養育者を支えます。

虐待がおきる背景には「育児疲れ」「児童本人と養育者の人間関係」「経済的困窮」など様々な要因があります。家庭内で起きている虐待を受けたこどもの声は、届きにくい状況にあります。

主任児童委員として早期発見と対応のために、家庭や学校、地域等社会全体に児童虐待問題に対する深い关心と防止に理解を得られるように活動することが大切です。

児童虐待の早期発見と対応のために行う主任児童委員活動の一例

- ① 保育園（所）、こども園、幼稚園、学校を定期的に訪問することで、信頼関係ができ、情報が得やすくなります。
- ② 地区懇談会や地域の行事などに参加して、児童虐待問題に関心を高めてもらえるよう話題に出します。
- ③ 登下校の見守りの中で、こどもの様子を見ましょう。

深刻な問題になっている「児童虐待」の早期発見・対応と養育する家族への支援や地域での見守りの大切さを呼びかけましょう。

発見したら関係機関につなぐ、相談する

○虐待かな？こんなときには直ぐお電話「189」（いちはやく）

（児童相談所全国共通ダイヤル）

- ・あの子もしかしたら虐待をうけているのかしら…
- ・子育てが辛そうでこどもにあたっている…
- ・近くに子育てに悩んでいる人がいる…

○こどもの激しい泣き声や大人の怒鳴り声がする

- ・警察「110」へ電話し対応してもらいましょう。

○未成年の妊娠、望まない妊娠など悩んだら直ぐに相談

- ・にんしんSOSふくしま「090-1895-9954」



8 ヤングケアラーとは

「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども」
～こども家庭庁の定義より～

子どもが家族のお手伝いをすることはよくあることですが、家事や家族の世話をすることにより、勉強、部活、生活、友人関係、将来への展望等に支障が出てしまい「子どもとしての時間」を過ごせなくなる状態をいいます。

1 ヤングケアラーの発見

ヤングケアラーは「自分が当事者だと気付かない」「どこに相談していいかわからない」ために見過ごされがちであり、まわりの人が気付き声をかけることが重要です。

日々の見回り等で「ヤングケアラーが身近にいるかもしれない」という意識を常に持ります。特にひとり親家庭、生活困窮家庭、病気・障がい・要介護の家族がいる家庭は「ヤングケアラーかも?」「困っていることがあるかも?」と気にかけましょう。

○こんなことからヤングケアラーを発見

- ・地区担当民生委員・児童委員が家庭訪問したところ、学校に行っているはずの時間帯なのに子どもが家庭にいました。
- ・学校から、不登校の子どもがいると相談がありました。

○早期発見が大切

- ・ケアの期間が長引いた影響で、その後家庭環境が改善し学校に通える状態になったにもかかわらず、不登校が続いた事例が報告されています。

2 本人・家族の意思確認と関係機関との情報共有

本人や家族が「支援を受けることに抵抗がある」「他に知られたくない」と感じることもあるので、本人や家族に寄り添い、理解や納得を得たうえでの支援が求められます。

※本人や家族とのかかわり方については、P10「支援が必要な世帯とのかかわり方」P14「不登校・いじめ」を参照

虐待など命・心身に危険が及ぶような緊急的な場合を除き、本人や家族から同意を得たうえで関係機関と情報を共有します。

3 見守り

家族状況の変化（家族構成、ケア対象者の入院・施設入所・死亡等）、ヤングケアラー本人の状況（欠席が増えた・減った等）を日頃から注意して見守り、必要に応じて関係機関と情報共有を行います。また、介護保険やヘルパーの紹介など公的制度の利用により、改善することがあります。

ヤングケアラーが「自分は一人じゃない」「誰かに頼ってもいいんだ」と思える、「子どもが子どもでいられる街」を、みんなでつくっていきましょう。

○ヤングケアラーについて

- ・「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年6月12日公布・施行）により、**子ども・若者育成支援推進法**において支援対象とするヤングケアラーは、「**家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者**」と明記されました。
- ・「**過度に**」とは、子ども・若者が「家族の介護その他の日常生活上の世話を」を行うことにより、「社会生活を円滑に営む上での困難を有する」状態に至っている場合をいいます。

ヤングケアラーではないか?と気づくきっかけの例

項目番号	分野（場所）等	きっかけの例
1	教育・保育等の現場	<ul style="list-style-type: none"> ◆遅刻や早退、保健室で過ごしていることが多い ◆忘れ物や提出物の遅れ、服装の乱れなどが見られるようになる ◆しつかりしすぎている ◆子ども同士より大人と話が合う ◆幼いきょうだいの送迎をしていることがある ◆進路相談で「実家から通える」「ケアに関するこども」などの発言がある
2	介護・障がい・生活保護等の福祉分野	<ul style="list-style-type: none"> ◆家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある ◆日常の家事をしている姿を見かけることがある ◆家庭訪問時や来所相談時に常にそばにいる
3	医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ◆家族の付き添いをしている姿を見かけることがある
4	地域・その他	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校へ行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある ◆毎日のようにスーパーで買い物をしている、洗濯物を干している ◆生活のために（家庭の事情により）アルバイトをしている ◆子どもが親の通訳をしている

（令和6年10月25日 令和6年度第2回主任児童委員活動研究委員会講話資料より転載）



9 活動の中で困ったとき

民生委員・児童委員、主任児童委員は様々な生活相談に応じていますが、なかには業務の範囲を超えた依頼が寄せられることがあります。

しかし、次のような依頼は委員の業務として直接対応することではありません。また、万一事件や事故に巻き込まれた場合、補償の対象にならない場合があります。

生活相談を受けた際は、後日のトラブルを避けるため、次の表を参考に対応しましょう。また、対応に困る事案については、一人で悩まずに、単位民児協会長や先輩主任児童委員、事務局に相談しましょう。

なお、対応に関する相談先やサービス提供先は、あらかじめ確認し次の表に記入しておきましょう。

【委員業務の範囲を超えていると思われる依頼事項への基本的対応】

依頼事項	対応の基本姿勢	相談先・サービス提供先
病院への付き添い、送迎	移送は委員業務ではありません。タクシーか公共交通機関の利用を勧めます。同行が必要な場合対応可能なサービスの有無を確認しておきましょう。	
買い物の付き添い、送迎		
金銭の借用依頼、借金の保証人の依頼	委員であることをもってお金の貸し借り、保証人になることは必ず断ります。社会福祉協議会の貸付相談などを紹介し、相談するよう勧めましょう。	
預金の引き出し依頼	委員の業務ではありません。事情を聴いた上で、行政や社会福祉協議会に相談するよう勧めましょう。	

依頼事項	対応の基本姿勢	相談先・サービス提供先
家庭内の不和やもめごとの仲裁	相談内容を聴いた後、当事者で解決できるよう社会福祉協議会や行政の無料法律相談などを紹介しましょう。	
土地の境界の問題		
親や子どもの入院時のお世話（病院から頼まれる）	親族へ連絡するよう病院へ伝えましょう。本人の状況に応じて地域包括支援センターや行政へ連絡しましょう。	
隣近所とのもめごとの仲裁	相談内容を聴いた後、当事者で解決できるよう、無料法律相談などを紹介しましょう。内容によっては町内会長や区長へ相談するよう勧めることも検討しましょう。	
生活困窮者への食事の差し入れ、提供	食事の差し入れなどをすることは委員業務ではありません。社会福祉協議会などでフードバンク事業を行っている場合があるので、確認したうえで情報を提供しましょう。	
掃除や草刈り、電球取り換えや軽易な家屋修繕	家事援助を行うことは委員の業務ではありません。行政や社会福祉協議会に相談するよう勧めましょう。	



10 職務の引継ぎ

主任児童委員の任期は3年と決められています。3年毎に一斉改選の手続きが行われ、委員が交代した場合でも活動は後任の委員に引き継がれていくことが重要です。

活動している地域内の情報は、交代時に後任者が困らないように前任者ができる限り引き継ぎましょう。

また、個人情報に関する書類等を多く取り扱っていますので、必要な情報のみ引き継ぎ、不要な情報については退任する際に適切に処分しましょう。

なお、退任後も在任中に知り得た個人情報を漏らすことはできません。

引継ぎについての留意事項

引継ぎの準備

- 今までの活動を振り返り、関係書類の点検・整理をしておきましょう。
- 後任の委員がすぐに活動できるように、関係書類には最新の情報を記録しておきましょう。

個別のケース

- 支援している対象者については、継続的な支援ができるよう、書類を引き継ぐだけではなく、具体的な経過等も引き継ぐことが大切です。
- なお、引継ぎに当たっては、後任の委員に引き継ぐことを事前に支援対象者本人に伝え同意を得るなど、プライバシーへの配慮をお願します。
- 活動に必要のない個人のプライバシーに関するることは、引き継がないようにしましょう。
- 委員と支援対象者との「信頼関係」も引き継ぐようにし、共にあいさつに回るなど新任委員と支援対象者双方に安心感を与えられるよう心がけましょう。
- 退任後も後任者へのアドバイスやサポートをできる限りお願いします。

地域特性等

地域の特性である行事や会議及び関係機関の情報等も引き継ぎましょう。

引継ぎチェックリスト

- 1 返還するもの
 - ・民生委員・児童委員証
 - ・民生委員バッヂ
 - ・市町村へ返還するもの（主任児童委員身分証等）
 - ・その他返還を求められたもの
- 2 後任者へ引き継ぐもの
 - ・担当学区に関する情報
(複数の主任児童委員が分担する場合等)
 - ・「児童票」
 - ・個人情報に関する書類
 - ・その他市町村により引き継ぐ必要があるもの

新任委員へのアドバイス

- どう活動したらよいのか分からない状態なのは当たり前です。出来るところから少しづつ始めましょう。
- 活動の内容、範囲、心構えや保健・医療・福祉、地域の保育所（園）・幼稚園・学校や関係機関等の情報について先輩委員に聞きましょう。
- 地域福祉活動や行事、会議などについて、できるだけ具体的に説明を受けましょう。
- 継続して支援をしている対象者へは、担当地区の民生委員・児童委員と一緒に訪問をし、切れ目のない活動ができる環境を整えましょう。
- 学校等関係機関に訪問した際は、新任委員の紹介をしてもらい、引継ぎが円滑にできるようにしましょう。
- 先輩委員に定例会などに出席した時の状況や疑問、主任児童委員としての活動のポイント等も聞きましょう。



11 協働すべき関係機関

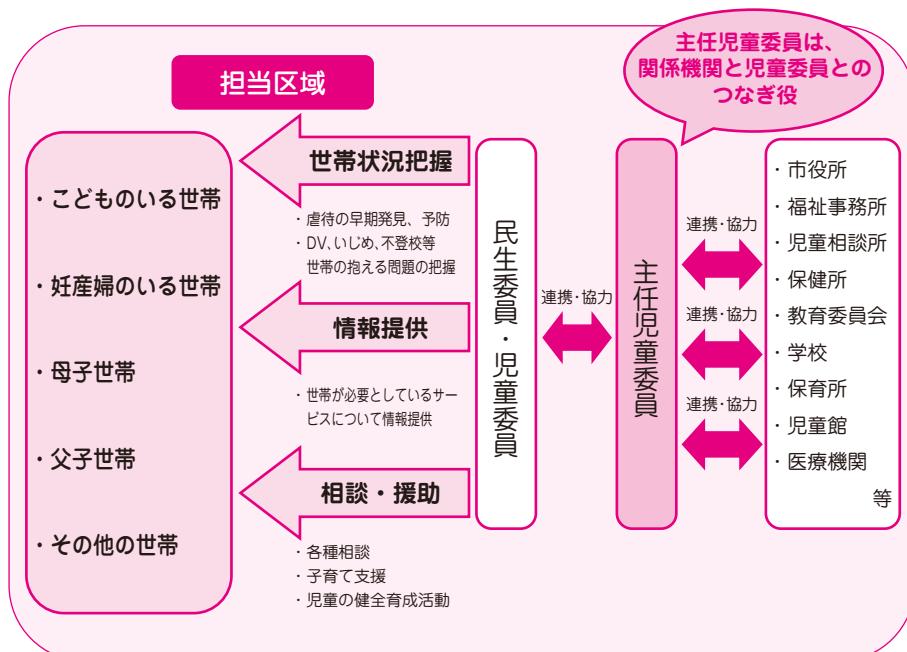
こどもや子育て家庭への支援にあたっては、区域担当の民生委員・児童委員が主に個別支援活動を行います。

主任児童委員は、民生委員・児童委員と連携・協力し、必要と思われる関係機関との協働を行うパイプ役（つなぎ役）です。

【関係機関】

主任児童委員は、相談を受けた家庭がどんな支援を必要としているのかを見極め、適切だと思われる関係機関へつないでいくことが大切です。

つなぎ先としては、市町村・福祉事務所・児童相談所・保健所（保健センター）・教育委員会・学校・幼稚園・保育所（園）・児童館・医療機関・警察・民間団体など多くの機関があります。



（出典：厚生労働省こども家庭局子育て支援課 行政説明資料）

【主任児童委員としての活動のポイント】

※子育て家庭への支援は多岐にわたりますので、地域活動に進んで参加するほか、定期的に学校等協働すべき関係機関を訪問する事が大切です。

※主任児童委員は問題解決を行うのではなく、支援が必要と思われる世帯と関係機関とのパイプ役（つなぎ役）です。

※子育て家庭が地域から「孤立」しないよう見守ると共に、地域の方々や子育て家庭、子育てサロンなどの交流の場とつなぐことも大切な役割です。

※主任児童委員活動として、子育てサロン・学校評議員・社協への協力活動・地域活動などがあるので、まずは参加して自分の事を覚えてもらうことも大切です。



相馬市の主任児童委員の活動「ママカフェ」の様子



12 【コラム】 「こどもまんなか社会」の実現に向けて 主任児童委員にできること

悩んでいても顔の知らない人には相談しにくいものです。子育てに悩んでいる保護者や妊産婦のよき相談相手になるために、私たち「主任児童委員」を知つてもらうための活動例です。

妊娠中

- 妊娠がわかり、日ごとに大きくなるお腹に幸福を感じている頃ですが、夫婦間・貧困・妊娠中の悩みがある人がいるかもしれません。
- ・母子健康手帳に「療育の悩みや生活の不安」の相談先に、主任児童委員の項目があります。手渡すときに、PRチラシを渡し主任児童委員について一言添えてもらう方法もあります。
 - ・病院の待合室に主任児童委員のPRチラシを置かせてもらい、活動について知つてもらうこともできます。連絡先は委員の連絡先ではなく、取り次ぐ関係機関の電話番号を載せます。
 - ・出産前から特に支援が必要とされる特定妊婦や不安を持った妊婦の相談に乗ることもできます。

赤ちゃん誕生

- 無事に産まれて日に日に成長する姿はとても微笑ましいです。しかし、保護者の中には子育ての悩みを抱えているかもしれません。「子どもの育ち」に目を向け、赤ちゃんが愛着形成を基礎とした情緒の安定が図られるように、保護者や養育者の「子育て」を支えていきましょう。
- ・乳児家庭全戸訪問（生後4ヶ月の乳児家庭の状況把握）に主任児童委員が関わることが出来れば、長期的に支援ができますのでとても有意義です。保健師等専門職が担当している地域でも「気になる家庭」の情報をいただけすると有効です。
 - ・乳幼児健診のお手伝いや、子育てサロン活動のお手伝いの中で声をかけてみて主任児童委員の広報ができるとよいです。未受診家庭の情報をいただけたと見守りができます。
 - ・子育てに疲れている保護者の気持ちを受け止め寄り添いながら、福祉サービスの情報を提供し支援につなげましょう。

幼児期・学童期

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。初めての集団生活で、戸惑いを感じるこどももいて、保護者は子育てについて悩むかもしれません。

学童期は身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性を育みます。集団生活で様々な課題に直面し成長していく時期です。成長とともに、こどもも保護者も悩みは大きくなっています。

この時期に行っておきたい活動例

- ・入園、入学説明会での広報活動（保護者向け）
 - ・学校行事（入園式、入学式、運動会等）、学校訪問（先生との情報交換）
 - ・挨拶運動、放課後や公園パトロール等見守り活動
 - ・放課後こども教室、こども会行事、こども食堂等への協力やアドバイス
- ※これらの活動は無理のない程度に活動・参加しましょう。

あなたの地域にもこどもに関わる活動はたくさんあります。まずは、自分の出来ることから始めるのが長続きのコツです。継続してこそ地域の人達に主任児童委員の存在が周知され「こどもまんなか社会」の応援団になります。

子育て中のあなたへ 子育てに悩んでいませんか？

主任児童委員は
子育て応援隊です。

りき
力まずにゆっくいと
ちから
みんなの力をかけて

ひとりで悩まないで困ったなあ…と思ったら
主任児童委員へご相談ください。

わたくしたちは厚生労働大臣から委嘱をうけて
活動している地域ボランティアです

各地域の主任児童委員へは、市役所 地域福祉課
☎(0242) 39-1232

わたくしたちは守秘義務があります。(民生委員法 第15条)
プライバシーは必ず守ります!!

もし、
虐待かなあと感じたら
ダイヤル 1
8
9
へ通話してください。

●●●● 民生児童委員協議会



13 【参考】 子どもの発達障がい①

～はじめに～

主任児童委員は、障がいのあるなしてこども本人やその家族への対応は変わりません。どの親子にも同じまなざしかかわりを持つのが基本です。

近年、子どもの発達障がいについて取り上げられることが増えたため、一般的な知識をまとめました。

専門家ではない主任児童委員が障がいについて一方的に決めつけることは危険なことなので、注意してお読みください。

1 発達障がいとは

発達障がいは、脳の働き方の違いにより、物事のとらえかたや行動のパターンに違いがあり、そのために日常生活に支障のある状態です。親の愛情不足や育て方が原因ではありません。発達障がいの子どもたちが、二次障がいを起こさず個々の能力を伸ばし、社会の中で自立していくためには、「気づき」と「適切なサポート」、そして発達障がいに対する「周囲の人々の理解」が必要です。主任児童委員は、子どもの成長を温かく見守る一番の応援団になってください。

※二次障がい→特性を理解してもらえず、周囲の人々から非難や叱責を浴びて自信をなくし、情緒不安定や反抗的態度等の問題を起こすこと

2 発達障がいの特性

(1) 自閉スペクトラム症 (ASD)

言葉や視線、表情、身振りなどを用いて相互的にやりとりをしたり、自分の気持ちを伝えたり、相手の気持ちを読み取ったりすることが苦手です。また、特定のことに対する強い関心をもつ、こだわりが強い、感覚が過敏であるといった特徴を持ち合わせます。

(2) 注意欠如多動症 (ADHD)

発達年齢から期待される水準に比べて、学校、家庭などの複数の場面で、落ち着きがない、待てない、注意が持続しにくいといった特性が見られます。

(3) 限局性学習症：SLD (学習障害：LD)

全般的な知的発達には問題がないのに、読む、書く、計算するなど特定の学習のみに困難が認められる状態をいいます。

※上記以外にもさまざまな特性があります。

(発達障がいの特性については、厚生労働省「知ることから始めよう みんなのメンタルヘルス総合サイト」から転載)



13 【参考】こどもの発達障がい②

3 主任児童委員としての関わり方

(1) こどもとの関わり方

- 一人ひとり違う発達の特性を理解し、こどもが抱えている悩みや課題を受け止め温かく見守り、いつでも相談できる味方でいてください。
- 発達障がいのあるこどもへの配慮したいポイントを知ることを心掛けましょう。
 - ・できたことをほめ、できないことはどのようにしたらよいかを伝えましょう。
 - ・説明は短く、順を追って、具体的にすると伝わりやすいです。
 - ・子どもの理解にあわせた言葉を使い、絵や写真を添えて説明すると効果的です。
 - ・感覚刺激を苦手とすることには、大きな音などの刺激による不快感を大きくしないよう、安心できる環境を作つてあげましょう。
 - ・善悪やルールをはっきり伝えましょう。

(2) 保護者への関わり方

○子育ての悩みを抱えている場合が多いので、子育ての苦労を聴き取り、ねぎらいましょう。頑張っていることを具体的に褒めましょう。

※保護者自身が休息や気晴らしのできる時間や場所を確保することも必要だと伝えましょう。

○相談を受けたら、発達相談ができる機関の情報を伝え、保護者の受け止め方に応じた関係機関につなぎましょう。

○こどもとの関わり方に悩む保護者には、有効とされるペアレント・トレーニングやペアレント・プログラムの情報を伝えましょう。

主な関係機関

学校、保育園、認定こども園、市町村窓口、スクールカウンセラー、発達障害者支援センター、家庭児童相談室、児童相談所、病院等

出 典：「知ることから始めようみんなのメンタルヘルス総合サイト（厚生労働省）」
<http://www.mhlw.go.jp/kokoro/>
「発達障害ってなんだろう（政府広報オンライン）」
<https://www.gov-online.go.jp/featured/201104/>
参考文献：令和4年版生徒指導提要（文部科学省）



14 【活動事例 1】 今だから言える… こんなことがありました

わからないことがあれば、先輩委員にお聞きしましょう！

前任の主任児童委員から引継ぎを受けました。
説明の中にしばしば、

シャキョウ…………?? (社会福祉協議会)

ミンジキョウ…………?? (民生委員児童委員協議会)

ジソー…………?? (児童相談所)

ヨウタイキョウ…………?? (要保護児童対策地域協議会)

という言葉がありました。

私は『シャキョウ』を『写経』かと思いました…

先輩委員からは、

「わからないことがあれば、何でも聞いてくださいね！」

と言われましたが、質問というのは「ある程度理解が進んでから」
できるものだと思いました。

わからないことは、恥ずかしいことではありません。

ためらわずに先輩委員に質問してください。

時間が経てばたつほど、聞きにくくなってしまいま
すから。

わからないときは具体的に聞きましょう！

ある日、児童相談所から連絡がありました。

「赤ちゃんの泣き声が、午後2時から3時の間に聞こえるとの情
報が寄せられました。様子を見てきていただけますか？」

私は地区担当の民生委員・児童委員に連絡を入れ、一緒にそのマ
ンションに向かいました。

真夏の午後です…ひたすら赤ちゃんが泣くのを待ちましたが、何
も聞こえません。そんなことを1週間続けました。

私は児童相談所の担当者に1週間の報告をし、いつまで続ければ
良いのか尋ねました。

担当者からは感謝の言葉と、「もう終了して結構ですよ。」との返
答がありました。

私が最初に、何日間見守りを続けるかを尋ねれば良かったので
す。

行政や学校から見守り等の依頼があった場合は、できるだけ具体
的に、何をどこまで行うのかの確認をすることが大切だと学んだ出来事でした。





15 【活動事例2】 地区の民生委員・児童委員、 担当学校との連携

地区の民生委員・児童委員からこんな連絡が

「いつも元気に挨拶して横断歩道を渡って行く子が、ここ1週間ほど、登校時間も遅くなり元気がないようだ。気になるけどどうしたらいいのかなあ」

と、見守り隊の方から相談されたそうです。

そこで普段から小学校に顔を出す機会のある私、主任児童委員が学校に問い合わせたところ

「お母さんが第二子出産のため入院中で、お父さんが一人で10日間ほど家のことを持っているようです。お子さんはお母さんが恋しいようで元気がないと話していました。ただ、地域の皆様がこどもたちを見守ってくださっていて心強く、有難いです。」

と返事をいただきました。

この返事の内容は、地区の民生委員・児童委員を通して見守り隊の方へ伝えていただきました。

主任児童委員として普段から地域の学校の先生方と顔見知りになっておく、地区担当民生委員と連絡を取り合っておく、そして日ごろから、民生委員・児童委員も主任児童委員も地域の方々と顔見知りになっておくことが大切だと感じた出来事でした。

子どもが小学校に通っているわけでもない大人が地域の学校に入り出しているということはなかなかないかもしれませんね。

ところが主任児童委員という肩書をいただくと急に身近な場所になります。入学式や季節の行事に招待されたり、学校運営委員に任命されたりと…。

皆さんそれぞれに忙しいとは思いますが、なるべく時間を調整し参加出来たらよいですね。

運動会や音楽会など楽しい時間を過ごせるだけでなく、そこで先生方や地域の方々、保護者などと顔見知りになることは主任児童委員の活動の助けにもなります。

ちょっと大変かもしれませんのがせひ、どんどん学校に行ってみましょう。





16 【活動事例3】 いじめの相談

ある日、祖母から電話で
「小学5年の孫（女児）が不登校になり引きこもりが続いて自傷行為をした。」

と相談が入りました。

幸い大事にいたらなかったとのことでした。

できれば、母親からもお話を聞きたいと祖母に伝えました。
その家庭は母子家庭で、放課後は祖父母の家に帰り母親を待っているとのことでした。

一か月後、母親から連絡が入ってお会いすることになったため、主任児童委員2人で話を伺いました（主任児童委員一人ではなく、複数で話を聞きましょう。）

子どもの状況、これからどうしたいのかを丁寧に聞いたところ
「子どもが傷ついている事実を学校に伝えたい。」
ということだったので、すぐに学校に連絡を取り3人で訪問しました。

校長は会議で不在でしたが、教頭と担任が対応してくれました。

「子どもが、初潮になったことを担任（女性）に相談したら直ぐにクラスの女子に広まり男子にも知られ、トイレに行くたびにからかわれるようになった。
学校でトイレに入ることが苦痛になって休んでいる」

母親の説明に担任は

「女の子には当たり前のことだから、誰でも経験することだから
……別に特別なことじゃない」

学校の対応に、母親はがっかりして教育委員会に相談に行きたいと希望したので、主任児童委員も同行し、一緒に話を伝えました。

教育委員会では母親から話を聞いて、直ぐに対応すると言ってくれました。

今後は学校と相談して保健の授業の取り組み、子どもの支援体制を構築することを約束してくれたのです。

その後は、教頭が毎朝声掛けして授業中も見回りをし、下校時には
「今日も頑張ったね、明日も待っているよ」
と卒業まで見守ってくれました。

このような対応の成果もあり、子どもは時々休むことはありましたが、長期欠席はしなくなりました。

最初は学校の対応にがっかりしましたが、最終的に教頭も力になってくれたので諦めずによかったと思っています。

女児は小学校を卒業して、中学校に進学しました。





17 【活動事例4】 ネグレクト

小学校から「ある女児について相談したい」と連絡があり、主任児童委員が学校訪問をして話を聞きました。

家庭状況

小学生女児（Aさん）、父子家庭で祖母と同居しています。Aさんの養育は、ほぼ祖母がおこなっています。父親はあまり家に帰らず、生活も困窮している様子です。父親は学校行事に参加したことがなく、祖母が代わりに出席しています。父親がたまに家に帰ってくると祖母とけんかになってしまい、祖母が自室にこもってしまうため、Aさんの居場所がなくなってしまいます。そのためAさんは、朝から近所の同級生Bさん宅にいることもあります。Bさん宅ではAさんの状況を分かっているため、面倒を見ててくれ、子ども食堂へも一緒に連れて行ってくれています。Aさんは自宅で食べる食事よりも、友達の家でご馳走になることを楽しみにしています。

主任児童委員の対応

学校からAさんの状況を聞き、地区での見守りと情報収集を依頼されました。

主任児童委員は、地区担当の民生委員・児童委員に連絡し、主任児童委員と共にその世帯を見守ることと、変わったことがあれば知らせさせていただくようお願いしました。

その後、民生委員・児童委員から得た情報を学校に伝えるとともに、それぞれの立場で今後どうしていくかを相談しました。

電話ではなく、先生方と直接会って話し合うことを心がけました。

結果、引き続き見守りをすること、変化があったときはその都度学校に連絡を入れることになりました。

学校、主任児童委員、民生委員・児童委員の3者で情報を共有しながら見守りを続けました。

父親は家庭を顧みることはなく、学校ともかかわる意志を感じられず、コンタクトもとれていません。

状況の改善には至りませんが、これからも地域と学校とで連絡を取り合い、この家庭を見守っていきます。

最後に

活動をしていく上で、学校と信頼関係を築いておくことが大切です。守秘義務を徹底しながら地域での見守りを続けていきます。民生委員・児童委員と情報を共有し、学校にも訪問する等、連携することが鍵になります。

登下校の見守りや、夜間の外出等も地域の方の協力を得て見守っていきましょう。

時間かかるケースや解決までいかないケースも多くあります。

見守ること、つなぐことが、私達の役割になります。



18 【活動事例5】 子育て応援

こども家庭センターのケースワーカーより

「子どもの泣き声がするとの通告があり、家庭を訪問しました。母親は、子育てで疲れきっている様子でした。地区での見守りをお願いしたい」との連絡がありました。

家庭状況

○父 母 4歳男児（Aくん） 5ヶ月の男児（Bくん）の4人家族
父親は朝早く出勤し帰りは夜遅いので、専業主婦である母親が家事と育児をひとりで担っています。

母親の実家は他県であり父親の実家は車で30分の他市にありますが、母親は姑が苦手で頼りたくないと考えています。

Bくんが生まれてからAくんの行動に著しい変化があり、母親はその対応に悩んでいます。言うことを聞かないAくんを叩いてしまうこともあります。

主任児童委員の対応

○翌日から、民生委員・児童委員と共に朝の散歩コースに親子の住むマンションを入れ、様子を見ることにしました。

数日後、Aくんが泣きわめいていたので声をかけました。

Aくんが落ち着くのを待って、母親は幼稚園に送って行きました。
戻ってきた母親に電話番号を入れた主任児童委員のチラシを渡し、困った時や辛い時は連絡してほしいと伝えました。

○地区担当の民生委員・児童委員にケース概要を伝え、今後の対応を話し合いました。

見守りは一緒にい、具体的な相談は主任児童委員が受けることにしました。

○顔見知りになった母親から相談の電話がかかってくるようになり、その都度児童委員やケースワーカーと情報を共有し、対応していました。

母親の主な相談内容

- ①Bくんの夜の授乳が続いていることや夜泣きも始まり、休むことができず疲れ切っています。
- ②Aくんが「ごはんを食べない。幼稚園に行かない。」と言ってわがままを言うので、その度にイライラして、いけないとは思っていても叩いてしまいます。

主任児童委員の対応

○母親の気持ちに寄り添い話を十分に聴き取り、一生懸命子育てをしていることをねぎらいました。

①について

- 子育ては大変な仕事なので、ひとりで頑張りすぎず、他の人の手を借りて子育てをすることを伝えました。
※父親と共育て
※ファミサポ等のサービスを活用
※子育て支援事業に参加してママ友づくり

②について

- 赤ちゃん返りをしているのかもしれないで、Aくんだけとの時間を作りスキンシップをすることや、Aくんの良さを見つけ褒めて育てるアドバイスしました。

• イライラした時の対処方法についても紹介しました。

○24時間子育てを頑張っている自分にご褒美をいっぱいあげてほしいとも伝えました。

※母親は手紙で辛い気持ちを父親に伝えたところ、子育てに協力するようになりました。ファミサポの支援も受けて、少し状況は改善したようです。

○子育てはひとりではできません。こどもまんなか社会の実現に向けて、地域が子育てを積極的に応援していくことが大切です。
主任児童委員は、子育て世帯の悩みや大変さを受け止めねぎらい、関係機関につないでいくことが大切です。

主任児童委員がひとりで抱え込まず、地区の民生委員・児童委員の方々と協力しながら、できることから始めましょう。



19 【活動事例6】 対応が困難だった事例

主任児童委員として中学校を訪問した際に、新任の校長先生から3年間不登校のまま卒業し、高校に進学せず引きこもったままのA君の存在について話を聞きました。学校や、地域からの情報が主任児童委員に入ってこなかったこともあり、対応が遅れてしまったことが残念としか言いようがありませんでした。

A君の世帯状況

A君は小学6年生の時、両親を含め大家族で仲良く暮らしていました。しかし、突然の両親の離婚により、大好きな祖父母と別れ、母と妹の3人で暮らすようになったようです。そこから生活環境は母子家庭となり、親族の援助もなく経済状況も苦しくなりました。

A君は小学校の卒業と同時に引っ越しもあり、友達がない中学校には馴染めなかったようです。時々、内緒で祖父母に会いに出かけたりしていましたが、母に見つかり行かないように言われ、それからは心のよりどころを失ってしまいました。

中学校での対応はA君が休むと、担任は親とA君に再三学校に来るよう家庭訪問を続けました。しかし、母親は毎日の生活にギリギリの状態で、担任からの訪問にも中々応じず3年間の不登校の解決には至りませんでした。

この事例を踏まえて

主任児童委員に情報が届かず、活動が困難な状況について考えると、地域住民や学校、関係機関などに主任児童委員の役割や活動が理解されていない・知られていないと思いました。

このような残念なことがないように、今後は地域の学校はじめ関係機関に主任児童委員を知らせる広報活動とともに連携を密にとり、このような状況を作らないように活動をして行きたいと思います。

資料①●主な相談窓口

相談があった際に紹介できるよう行政等の相談窓口をあらかじめ調べておきましょう。

1. 市町村行政の相談窓口（調べて記入しましょう）

区分	内容	名称	電話番号
児童	子育て支援、児童手当、保育所、こども・若者相談等		
保健	母子保健、各種検診、予防接種、健康相談等		
教育	幼稚園、小学校、中学校、社会教育等（教育委員会）		
戸籍	戸籍手続き等		
環境衛生	ごみ、リサイクル、ペット（犬等）の登録等		
生活保護	生活保護等		
生活困窮者	経済的困窮、就労関係相談支援、子どもの学習支援等		
年金・医療費	国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、助成等		
人権・住民相談	無料法律相談、全般的な住民相談等		
税金	住民税等		
高齢者	高齢者福祉全般		
	介護保険手続き等		
	総合相談、虐待、介護予防（地域包括支援センター）		
障がい者	総合相談、障がい者福祉の手続き等		

2. 社会福祉協議会（調べて記入しましょう）

区分	内容	名称	電話番号
福祉・生活全般	総合相談、生活困窮世帯への貸付等		

【相談先がわからずお困りのときは……】

市町村民児協事務局	部署 電話
市町村行政主任児童委員 担当窓口	部署 電話

3. 保育所・幼稚園・学校等（調べて記入しましょう）

区分	名称	電話番号
保育所		
幼稚園		
小学校		
中学校		
高校		
特別支援学校		
児童館等		
公民館		

4. 緊急時の連絡先（調べて記入しましょう）

区分	名称	電話番号
警察		
救急・消防		
医療		
地震等災害		

5. その他、地域の関係連絡先（記入しましょう）

区分	名称・氏名	電話番号
民児協会長		
町内会長・区長		

6. 国・県等の相談窓口

(1) こども家庭センター

○こどもに関する政策の調整や事務や窓口を一本化してスムーズに総合的に行うための機関として令和5年4月1日に、「こども家庭庁」が設立。

改正児童福祉法（令和4年6月15日公布、令和6年4月1日施行）

・第10条の2 市町村は、こども家庭センターの設置に努めなくてはならないにより各市町村にて「こども家庭センター」の設置を努力義務とした（福島県内では令和7年2月現在で31市町村が設置済み）

○母子保健部門（子育て世代包括支援センター）と児童福祉部門（子ども家庭総合支援拠点）が一体化した機関

○すべての妊娠婦、子育て世帯、こども自身を支援の対象とする

○関係機関と連携しながら必要なサービスにつなぐソーシャルワークの中心的な役割を担う

※令和6年10月25日 令和6年度第2回主任児童委員活動研究委員会講話資料より転載

(2) 福島県保健福祉事務所等

※「ふくしまシングルママ&パパ ハンドガイド」より転載 福島県こども未来局児童家庭課 令和7年1月版

母子・父子自立相談員が、ひとり親家庭の自立へ向けた様々な相談を受付けています。例えば、ひとり親家庭への貸付金の相談や子育ての悩みなど。

また、県中、県南、会津の保健福祉事務所には、就業相談や求人情報の提供等を行う「ひとり親家庭就業支援専門員」も配置しております。

秘密は厳守いたしますので、安心してご相談ください。

事務所名	電話番号
福島県北保健福祉事務所	(福島市) 024-534-4118
伊達福祉相談コーナー	(伊達市) 024-575-3333
安達福祉相談コーナー	(二本松市) 0243-22-1128
福島県中保健福祉事務所	(須賀川市) 0248-75-7809
田村福祉相談コーナー	(三春町) 0247-62-2654
石川福祉相談コーナー	(石川町) 0247-26-2123
福島県県南保健福祉事務所	(白河市) 0248-22-5647
東白川福祉相談コーナー	(棚倉町) 0247-33-2225
福島県会津保健福祉事務所	(会津若松市) 0242-29-5278
耶麻福祉相談コーナー	(喜多方市) 0241-24-5747
福島県南会津保健福祉事務所	(南会津町) 0241-63-0305
福島県相双保健福祉事務所	(南相馬市) 0244-26-1134
富岡福祉相談コーナー (相双保健福祉事務所内)	(南相馬市) 0244-26-1134

(3) 福島県児童相談所

次のような相談を受け付けています。お気軽にご利用ください。

- 育児の悩み
- ・子どもの養育
- ・虐待かなと思ったとき
- ・子どもの非行
- ・性格や行動のこと
- ・子どもの発達のこと
- ・障がいについて
- ・不登校やいじめなど

相談所名	電話番号
中央児童相談所	(福島市) 024-534-5101
県中児童相談所	(郡山市) 024-935-0611
△ 白河相談室（県南保健福祉事務所内）	(白河市) 0248-22-5648
会津児童相談所	(会津若松市) 0242-23-1400
△ 南会津相談室（南会津保健福祉事務所内）	(南会津町) 0241-63-0309
浜児童相談所	(いわき市) 0246-28-3346
△ 南相馬相談室（相双保健福祉事務所内）	(南相馬市) 0244-26-1135

(4) チャイルドライン

18歳以下の方なら日本全国どの都道府県からでも電話をかけることが出来ます。

電話 0120-99-7777

- 相談日 毎日（12月29日～1月3日はお休みです）
- 相談時間 午後4時～午後9時

(5) 福島県こども救急電話相談

夜間に突然、子どもの体の具合が悪くなった場合、こども救急電話相談を御利用ください。看護師や医師などが相談に応じ、必要があれば受診可能な医療機関をご案内します。

◇短縮ダイヤル #8000（プッシュ回線・携帯電話）

または 024-521-3790

（ひかり電話、IP電話、ダイヤル回線など#8000につながらない場合）

○問い合わせ先 福島県保健福祉部地域医療課

〒960-8670 福島市杉妻町2-16 電話 024-521-7221

(6) 福島県女性のための相談支援センター

女性相談員が夫等からの暴力、離婚問題、生活相談、家庭問題など女性からのあらゆる相談に応じます。

◇相談時間 9時～21時 • 相談方法 電話、来所

◇相談専用電話 024-522-1010（祝日、年末年始を除きます。）

◇家族から暴力を受け避難する等緊急の場合 110番 警察へ

(7) 福島県弁護士会

料金の不安などから弁護士に相談できないことのないよう、どの弁護士に相談しても、初回については一律料金としています。

なお、多重債務相談は初回無料です。

2回、3回と相談する場合には、一般的法律相談となりますので、相談料をその弁護士に確認してください。収入により扶助相談も可能です。

• 相談料 有料 30分以内5,400円（消費税込）

○問い合わせ先 福島県弁護士会

福島市山下町4-24 電話 024-534-2334

相談センター名(要予約)	住所	電話番号
福島法律相談センター	福島市山下町4-24	024-536-2710
郡山法律相談センター	郡山市堂前町25-23	024-936-4515
白河法律相談センター	白河市大手町3-10あぶくま会館D号	024-22-3381
会津若松法律相談センター	会津若松市追手町3-24大手門ビル201号	024-27-0264
いわき法律相談センター	いわき市平字八幡小路75-2	024-22-1320
相馬法律相談センター	相馬市中村字桜ヶ丘56-1 (TKウェルネス桜ヶ丘101)	024-36-4789

(8) 日本司法支援センター（法テラス）

経済的余裕のない方が法的トラブルにあったときに無料法律相談や必要に応じ弁護士／司法書士費用などの立替を行っています。

○問い合わせ先

法テラス・サポートダイヤル 0570-078374

平日9:00～21:00、土曜日9:00～17:00

※日曜・祝日と年末年始は休業

資料② ●児童憲章

児童憲章、児童福祉法(抄)、児童虐待の防止等に関する法律

資料2－I

名 称	QR コード	概 要
①児童憲章		制定日：昭和26年5月5日 日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるための宣言書
②児童憲章について		制定日：昭和26年6月2日 道府県知事あて厚生省児童局長通知
③児童福祉法		公布：昭和22年12月12日 改正：令和6年6月12日 児童が良好な環境において生まれ、且つ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律 第16条～第18条の3まで児童委員について定める
④児童虐待の防止等に関する法律		公布：平成12年5月24日 改正：平成29年6月21日 18歳未満のこどもを虐待から守るための法律

資料③ ●こどもの貧困対策の推進に関する法律

こども基本法、こども大綱

資料2－II

名 称	QR コード	概 要
⑤児童委員、主任児童委員の積極的な活用による児童健全育成等		平成21年3月16日 児童委員・主任児童委員の積極的な活用による児童健全育成及び家庭教育支援施策の推進について
⑥こどもの貧困対策の推進に関する法律		公布：平成25年6月26日 改正：令和6年6月26日
⑦こども基本法		公布：令和4年6月22日 改正：令和6年6月26日 全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする
⑧こども大綱(PDF)		令和5年12月22日 こども基本法に基づき、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定

資料④●福島県民生児童委員協議会 主任児童委員活動研究委員会設置要綱

(目的及び性格)

第1条 この委員会は、福島県民生児童委員協議会（以下「県民児協」という。）会則第17条により設置される委員会とし、主任児童委員活動に関する情報交換や児童問題に関する調査研究等を通して、活動の強化を図ることを目的に設置する。

(委員構成)

第2条 この委員会は、別表1により各市民生児童委員協議会会长並びに各福島県保健福祉事務所の所轄する区域ごとに組織されている民生委員会長連絡会の長から推薦を受けた主任児童委員23名の委員をもって構成する。

2 この委員会の委員は、福島県民生児童委員協議会会长（以下「会長」という。）が委嘱する。

(正副委員長)

第3条 この委員会に、委員長及び副委員長1名をおく。

2 委員長、副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は委員会を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第4条 この委員会の委員の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第5条 この委員会は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長は委員長がこれにあたる。

2 この委員会において審議した事項は、理事会に報告するものとする。

(庶務)

第6条 この委員会の庶務は、県民児協事務局において処理する。

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会運営に必要な事項については委員長が別に定める。

附 則

1. この規程は平成9年4月1日から施行する。

2. 当初の役員の任期は第4条の規程にかかわらず、平成11年12月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成13年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、別表1の一部を変更し、平成19年12月1日から施行する。

資料⑤●活動の写真

喜多方市立第一中学校での主任児童委員の活動

主任児童委員がいる部屋（談話室）



昼休みの活動（委員の得意分野を発揮しています。）

紙ひもを使っての作品作りと生徒とお話し



読み聞かせ



特別支援学級の生徒と図書室での給食



資料⑥ ● 福島県内子どもの遊び場



番号	遊び場名称	所在地	おすすめポイント！
①	福島市子どもの夢を育む施設 こむこむ	福島市早稲町1-1	図書室、プラネタリウム、遊具施設がある屋内施設。教育文化複合施設
②	ももRabi キッズパーク(道の駅内)	福島市大笹生字月崎1-1	福島県産の木をふんだんに使った子どもの屋内遊び場。親子で楽しめます。
③	保原総合公園	伊達市保原町大泉字宮脇265	子供向け遊具の他、運動施設など充実!(阿武隈急行大泉駅近く)
④	ペップキッズ こおりやま	郡山市横塚1丁目1-3	無料、室内が広く様々な遊具があります。
⑤	ドリームランド*	郡山市安積町成田字東丸山61番地	遊園地と並んでアスレチックができる公園があります。
⑥	平成記念郡山子どもの森公園	郡山市富久山町福原字左内5番2	新幹線が近くで見られる森で囲まれた公園です。
⑦	須賀川市民交流センター tette	須賀川市中町4-1	遊び場、わいわいパーク、充実した図書館が揃っています。子どもセンターによる子ども預かり有。
⑧	文教福祉複合施設 モトガツコ	石川町字関根165番地	元小学校を遊び場に再生。子育て支援の設備が充実しています。
⑨	未来くるやぶき	矢吹町小松14	幼児から低学年が楽しめる屋内運動場です。

番号	遊び場名称	所在地	おすすめポイント！
⑩	屋内遊び場わんぱーく	白河市本町2(マイタウン白河4階)	「木育」をテーマに大人も楽しめる遊び場です
⑪	屋内遊び場 キッズランドにしごう	西郷村大字米字館岡1番地	地域の体育館を改修した施設です。ポールブルなど、体を使って遊ぶ遊具が充実しています。
⑫	わんぱく広場	棚倉町関口字一本松地内	ルネサンス棚倉施設内にあり、幼稚園、小学生、保育園児を対象とした施設です。
⑬	亀ヶ城公園	棚倉町大字棚倉字城跡	棚倉城址公園内に滑り台、ブランコ等、保育園児・幼稚園児が遊べる。町の中心地にある。
⑭	会津レクリエーション公園	会津若松市湊町大字赤井字笹原	見て・ふれて遊べる公園。会津の自然を満喫できます。
⑮	会津総合運動公園	会津若松市門田町大字卸山字村上164番地	小さい子どもでも安心して遊べる「わんぱく広場」水遊びができる噴水や鯉がいる池など充実した施設です。
⑯	アイデミきたかためごぶらざ	喜多方市字稻清水2333番地1	東北最大級のネット遊具や運動神経がよくなる「36の動作」が体験できる大型遊具があります。
⑰	美坂高原	三島町大字大石田字一ノ原	四季折々の豊かな自然が味わえます。バーベキュー・キャンプなどのアウトドアも!
⑱	養鱒公園 憩いの広場	下郷町大字落合字左走1808-1	釣り堀はもちろんゴーカートなど、様々な体験を親子でできます。
⑲	みなみあいづ森と木の情報・活動ステーション きとね	南会津町田島字宮本東33番地1	木のぬくもりを全身で味わえます。施設も非常に綺麗で親も安心!
⑳	小高区子どもの遊び場 NIKO パーク	南相馬市小高区関場一丁目1番地	自由に体を動かすスペースと、落ち着いてくつろげるスペースが分かれています。一日中楽しめます。
㉑	わくわくランド*	新地町駒ヶ嶺今神1-1	新地町発電所のすぐそばの施設。大きな広場と不思議な遊具が特徴的。
㉒	チャイルドハウス ふくまる	いわき市四倉町字五丁目218番地1	小さい子どものための遊具が揃っています。子育ての悩みを相談する場も。
㉓	いわき市こども元気センター	いわき市植田町本町1丁目12番	全身を使っての遊具が豊富。子育てのニーズが揃った施設です。
㉔	内郷子育て支援センター	いわき市内郷高坂町四方木田188番地	子育てに関するプログラムが豊富でプログラム以外の日には自由に利用できます。

*施設によっては有料の場合があります。

資料⑦ ● 市町村民生委員・児童委員事務局一覧

	市町村名	市町村民児協名	事務局	住 所	電 話
県北	1 福島市	福島市民生児童委員協議会	社協	福島市森合町10-1 福島市保健福祉センター2階	024-533-8881
	2 二本松市	二本松市民生児童委員協議会	社協	二本松市油井字瀧石1-2	0243-23-7867
	3 伊達市	伊達市民生児童委員協議会	行政	伊達市保原町宇舟橋180	024-575-1264
	4 本宮市	本宮市民生児童委員協議会	社協	本宮市白岩字堤崎494-22 本宮市白沢総合支所内	0243-24-7780
	5 桑折町	桑折町民生児童委員協議会	社協	桑折町大字谷地字道下22	024-582-1155
	6 国見町	国見町民生児童委員協議会	行政	国見町大字藤田字一丁田二1番7	024-585-2793
	7 川俣町	川俣町民生委員協議会	社協	川俣町字川原田19-2	024-565-3761
	8 大玉村	大玉村民生児童委員協議会	行政	大玉村玉井字星内70	0243-24-8115
県中	9 郡山市	郡山市民生児童委員協議会連合会	社協	郡山市朝日一丁目29番9号 郡山市総合福祉センター内	024-932-5311
	10 須賀川市	須賀川市民生児童委員協議会	社協	須賀川市八幡町135番地 須賀川市社会福祉協議会内	0248-88-8211
	11 田村市	田村市民生児童委員連絡協議会	行政	田村市船引町船引字畠添76-2	0247-81-2273
	12 鏡石町	鏡石町民生児童委員協議会	行政	鏡石町東町286番地	0248-62-2210
	13 天栄村	天栄村民生児童委員協議会	行政	天栄村大字下松本字原畠78	0248-82-2115
	14 石川町	石川町民生児童委員協議会	行政	石川町字長久保185の4	0247-26-9123
	15 玉川村	玉川村民生委員協議会	行政	玉川村大字小高字中畠9番地	0247-57-4623
	16 平田村	平田村民生児童委員協議会	行政	平田村大字永田字切田116	0247-55-3119
	17 浅川町	浅川町民生委員・児童委員協議会	行政	浅川町大字浅川字背戸谷地112-15	0247-36-4123
	18 古殿町	古殿町民生委員協議会	行政	古殿町大字松川字新桑原31番地	0247-53-4616
県南	19 三春町	三春町民生児童委員協議会	社協	三春町字南町1番地 三春町福祉会館内	0247-62-8586
	20 小野町	小野町民生児童委員協議会	行政	小野町大字小野新町字館廻92	0247-72-6934
	21 白河市	白河市民生児童委員連絡協議会	社協	白河市北中川原313番地	0248-22-1159
	22 西郷村	西郷村民生児童委員協議会	社協	西郷村大字熊倉字折口原96-1	0248-25-5454
	23 泉崎村	泉崎村民生児童委員協議会	行政	泉崎村大字泉崎字山ヶ入101	0248-54-1333
	24 中島村	中島村民生児童委員協議会	行政	中島村大字滑津字中島西11-1	0248-52-2174
	25 矢吹町	矢吹町民生児童委員協議会	行政	西白河郡矢吹町一本木101	0248-44-2300
	26 棚倉町	棚倉町民生児童委員協議会	社協	棚倉町大字棚倉字中居野68-1	0247-33-2623
	27 矢祭町	矢祭町民生児童委員協議会	社協	矢祭町大字中石井字御殿川原1	0247-34-1050
	28 埴町	埴町民生児童委員協議会	社協	埴町大字埴字材木町32番地	0247-43-2154
	29 鮫川村	鮫川村民生児童委員協議会	行政	鮫川村大字赤坂中野字新宿39番地5	0247-49-3112

	市町村名	市町村民児協名	事務局	住 所	電 話
30	会津若松市	会津若松市民生児童委員協議会	行政	会津若松市東栄町3-46	0242-39-1232
31	喜多方市	喜多方市民生児童委員連合会	社協	喜多方市字上江3646番地1 喜多方市総合福祉センター1階	0241-23-3231
32	北塙原村	北塙原村民生児童委員協議会	社協	北塙原村大字大塙字堀田山8518-93	0241-28-3757
33	西会津町	西会津町民生児童委員協議会	社協	西会津町野沢字如法寺乙3590-2	0241-45-4259
34	磐梯町	磐梯町民生児童委員協議会	社協	磐梯町大字磐梯字漆方1054	0242-73-3022
35	猪苗代町	猪苗代町民生児童委員協議会	社協	猪苗代町大字千代田字中島26-2	0242-62-5168
36	会津坂下町	会津坂下町民生児童委員協議会	社協	会津坂下町字西南裏甲3998番地1	0242-83-1368
37	湯川村	湯川村民生委員協議会	行政	湯川村大字清水田字長濱甲18番地	0241-27-8810
38	柳津町	柳津町民生児童委員協議会	行政	柳津町大字柳津字下平乙234	0241-42-2118
39	三島町	三島町民生児童委員協議会	社協	三島町大字宮下字下乙田889	0241-52-3344
40	金山町	金山町民生児童委員協議会	社協	金山町大字中川字沖根原1324 金山町老人福祉センター	0241-55-3336
41	昭和村	昭和村民生児童委員協議会	社協	昭和村大字小中津川字石仏1836	0241-57-2655
42	会津美里町	会津美里町民生児童委員協議会	行政	会津美里町字新布才地1番地	0242-55-1145
43	下郷町	下郷町民生児童委員協議会	行政	下郷町大字塙生字大石1000番地	0241-69-1199
44	檜枝岐村	檜枝岐村民生委員協議会	行政	檜枝岐村字下ノ原880	0241-75-2502
45	只見町	只見町民生児童委員協議会	行政	只見町大字長浜字久保田31	0241-84-7010
46	南会津町	南会津町民生委員児童委員協議会	社協	南会津町田島字中町甲3918-1 南会津町福祉ホール	0241-62-4169
47	相馬市	相馬市民生児童委員協議会	社協	相馬市小泉字高池357	0244-36-5033
48	南相馬市	南相馬市民生委員児童委員連絡協議会	社協	南相馬市原町区小川町322-1	0244-24-3415
49	広野町	広野町民生委員協議会	行政	双葉郡広野町大字下北迫字苗代替35	0240-27-2113
50	楢葉町	楢葉町民生児童委員協議会	社協	楢葉町大字北田字鐘突堂5-5	0240-25-4157
51	富岡町	富岡町民生児童委員協議会	社協	富岡町中央一丁目8-1	0240-22-5522
52	川内村	川内村民生委員協議会	社協	川内村大字下川内字坂シ内133-5	0240-38-3802
53	大熊町	大熊町民生児童委員協議会	社協	双葉郡大熊町大字大川原字南平1920番1	0240-23-5171
54	双葉町	双葉町民生児童委員協議会	社協	いわき市勿来町酒井字青柳14-5	0246-84-6725
55	浪江町	浪江町民生児童委員協議会	社協	双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町6番地1	0240-34-4685 024-573-1210
56	葛尾村	葛尾村民生児童委員協議会	社協	葛尾村大字落合字菅ノ又6番地1	0240-29-2020
57	新地町	新地町民生児童委員協議会	社協	新地町谷地小屋字桶掛田40-1	0244-62-4213
58	飯舘村	飯舘村民生児童委員協議会	社協	飯舘村伊丹沢字伊丹沢571 陽だまりの家	0244-42-1021
59	いわき市	いわき市民生児童委員協議会	行政	いわき市平字梅本21番地	0246-22-7451

資料⑧ ●主任児童委員活動研究委員会委員名簿

番号	役 職	氏 名	所属民児協	編集委員
1	委員長	古 関 久美子	福 島 市	○
2	副委員長	先 崎 洋 子	郡 山 市	○
3	委 員	菅 野 みゆき	二本松市	
4	委 員	二階堂 良 知	伊 達 市	○
5	委 員	天 野 みゆき	本 宮 市	
6	委 員	松 井 香保利	須 賀 川 市	○
7	委 員	遠 藤 徳喜代	田 村 市	
8	委 員	小 磯 厚 子	白 河 市	○
9	委 員	児 島 恵 子	会津若松市	○
10	委 員	舟 城 敬 子	喜 多 方 市	○
11	委 員	田 中 幸 子	相 馬 市	
12	委 員	藤 原 ヒロ子	南 相 馬 市	
13	委 員	松 原 尚 子	い わ き 市	○
14	委 員	大 矢 さおり	大 玉 村	
15	委 員	村 越 栄 子	鏡 石 町	○
16	委 員	阿 部 裕 子	玉 川 村	
17	委 員	吉 田 一 榮	棚 倉 町	○
18	委 員	勝 又 千賀子	西 鄉 村	
19	委 員	渡 部 真理子	猪 苗 代 町	
20	委 員	菊 地 由 枝	柳 津 町	
21	委 員	星 孝 道	檜 枝 岐 村	
22	委 員	堀 川 卓 之	富 岡 町	
23	委 員	栗 城 恵 子	葛 尾 村	

民選委員児童委員信条

- 一、わたくしなちは隣人愛をもつて
社会福祉の増進に努めます
- 一、わたくしなちは常に地域社会の
実情を把握することに努めます
- 一、わたくしなちは誠意とこそあらゆる
生活上の困難に応じて自立・援助に努めます
- 一、わたくしなちはすべての人々と協力し
明るく健全な地域社会づくりに努めます
- 一、わたくしなちは常に公正さ旨とし
人格と識見の向上に努めます

児童憲章（前文）

我々は、日本国憲法の精神にしたがい、
児童に対する正しい観念を確立し、すべて
の児童の幸福をはかるために、この憲章を
定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。
児童は、よい環境のなかで育てられる。



こどもたちの笑顔のために 主任児童委員活動ハンドブック

発行／令和7年9月

福島県民生児童委員協議会

企画・編集／福島県民生児童委員協議会

主任児童委員活動研究委員会

〒960-8141 福島県福島市渡利字七社宮111番地

TEL 024 (523) 1252 FAX 024 (523) 4477

印刷／陽光社印刷株式会社

〒960-0112 福島県福島市南矢野目字萩ノ目裏1-1

TEL 024 (553) 4600代 FAX 024 (554) 4420